

学校いじめ防止基本方針（2023年度版）

北島町立北島北小学校

I いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II 基本理念

- (1) いじめは全ての児童に関係する問題であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを認識する。
- (2) 全ての児童が、安心して学校生活を送りいじめが行われなくなることを旨とする。
- (3) 全ての児童が、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解できるようにすることを旨とする。
- (4) いじめ防止等の対策は、いじめを克服するために、学校・家庭・地域関係機関・その他関係者との連携のもとで行われることを旨とする。
- (5) 保護者からの精神的、または、物理的行為で、児童が心身の苦痛を感じている状態（虐待）の恐れがある場合、生命・身体に重大な危険があることを認識する。

III 学校いじめ防止対策組織

本校では、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ防止対策組織」を設置し、そのチームを中心として全教職員で共通理解を図りながら学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかということについて企画委員会参加者による点検・評価・改善を行う。

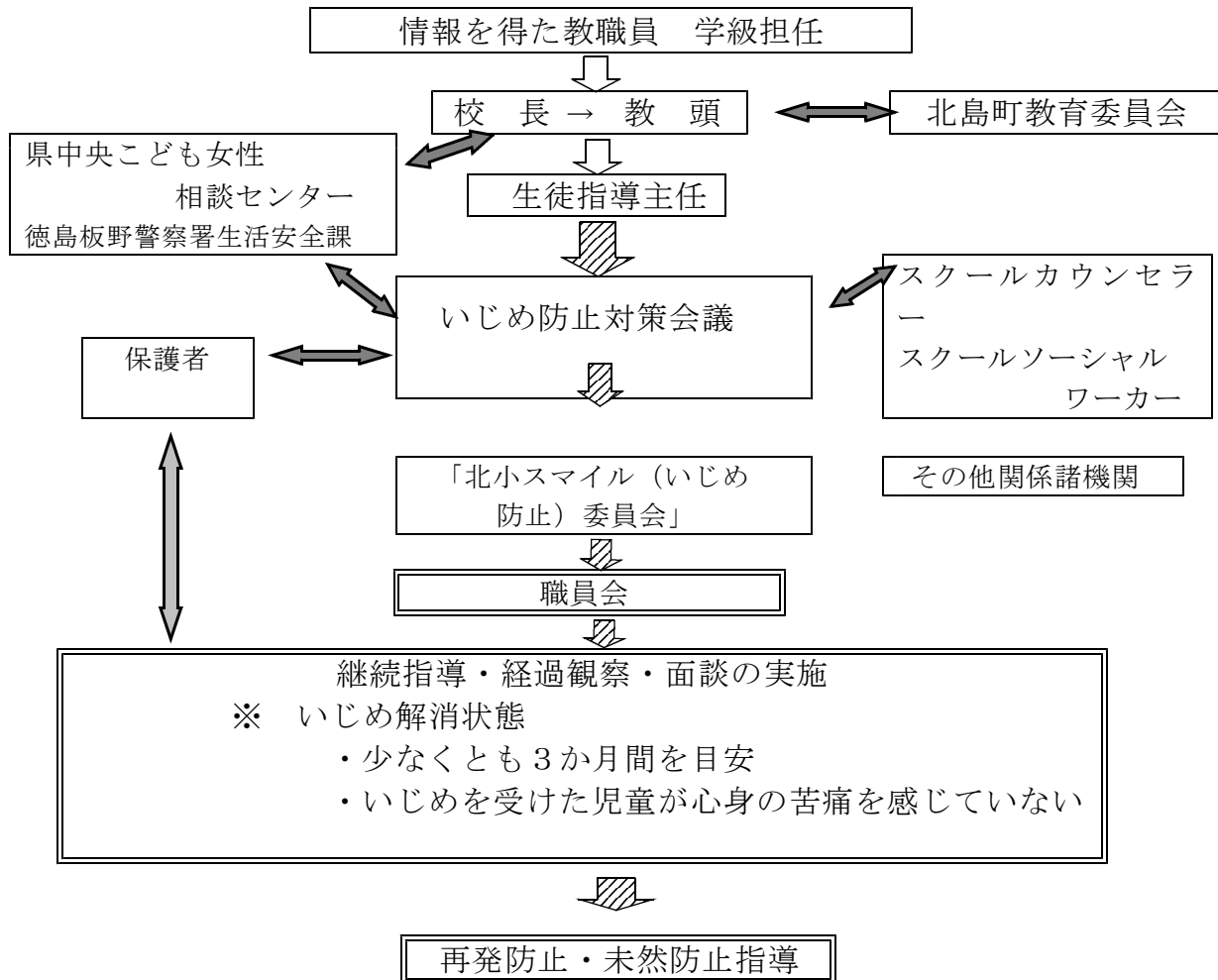
1 いじめ防止対策組織の設置

- (1) 構成員・・・校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、学年主任、養護教諭、学級担任、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
※構成員は、実態や対応するケースに応じて柔軟に対応する。

(2) 組織の役割

- ① 学校の基本的な考え方に基づく取組の実施及び年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ② 児童・保護者・教職員からのいじめ相談・通報の窓口の役割。
 - ③ いじめや虐待の疑いに係る情報や児童の問題行動などにかかる情報の収集と記録共有を行う。
 - ④ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。
 - ⑤ 虐待と疑わしい場合は、県中央こども女性相談センターとの連携を行う。
- (3) いじめ防止対策会議の開催・・・月1回の企画委員会（または終礼）の中で行う。
 - ・ いじめ事案発生時は緊急開催。

(4) いじめ防止対策組織図



(5) 北小スマイル（いじめ防止）委員会

①設置理由

子供たちが主体の委員会。子供たちがいじめについて知り、いじめ防止のために考え、いじめを許さない学校を目指す。

②活動計画

- ・北小スマイル（いじめ防止）委員会の周知徹底
- ・いじめ防止キャッチフレーズやキャラクターづくり
- ・いじめの事例の原因と解消に向かっての方策
- ・人権集会での、活動発表や意識向上につながる呼びかけ
- ・いじめ防止新聞の発行

③活動時間

- ・原則、業間に開催する。内容によっては、放課後に開催する。

④場所

- ・児童会室

⑤その他

- ・代表委員会が兼ね、運営する。

IV いじめの防止等に向けた取組

1 いじめの防止（未然防止）

- ・学校教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心・自他の存在を認め合う態度・心の通う人間関係を構築する能

力の素地を養うこと。

- ・いじめの背景を鑑み、そのストレスの基となる要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- ・全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを行うこと。

- (1) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心を培う。
- (2) 教職員の資質向上を図る。
- (3) 「いのち」を尊重する心を育み、自他の命の大切さ、自己の生き方について考えを深めさせる。
※「いのちと心のサポート事業」の活用することを目的とした取組を充実する。
- (4) 児童の対人関係能力の向上や自尊感情及び他者を思いやる心等の育成を図る。
※「徳島版予防教育」を活用する。
- (5) 携帯電話やスマートフォンの正しい利用方法やインターネットの危険性について理解させ、情報モラル教育の充実を図る。あわせて、保護者に対しても広報や啓発に取り組む。
※「携帯電話・スマホ安全教室」を実施する。
- (6) いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度等についての広報や啓発に取り組む。
- (7) 北小スマイル（いじめ防止）委員会の活動を中心に、子供主体にいじめをなくす取組を充実させる。

2 いじめの早期発見

いじめは早期発見、早期対応が重要との認識のもと、児童に関わる全ての大人（学校・家庭・地域）が連携し、「児童のささいな変化にも気付く」という考え方を基本として進めることが大切であると考え。いじめは、大人の目につきにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。それを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという視点で早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 児童の発するいじめのサインを見逃さないなど、学校全体がいじめの早期発見に危機意識をもって取り組む。
- (2) 管理職・生徒指導主任・人権教育主事などが、校内巡視を行い、学級担任と連携しながら取り組む。
- (3) アンケート調査の実施など、学校としていじめの実態把握・早期発見のための取組を実施する。
- (4) 連絡帳・電話・家庭訪問など、保護者と情報を共有し、児童の変化に気付く。
- (5) 地域行事の参加、関係機関との情報共有など、地域との連携を密にする。

3 いじめに対する措置（早期対応）

(1) 早期対応

いじめ問題が発生したときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を旨とする。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認したうえで、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を密にし、学校だけで問題を処理

しないようにする。

- ①いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任だけが抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③事実に基づき、児童や保護者に学校としての説明責任を果たし、必ず解消することを伝える。
- ④いじめたとされる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させたいうえで、反省・謝罪をさせ、児童の変容を図る。
- ⑤いじめが解消した後も、関係する保護者と継続的な連絡を行い、再発防止に努める。

(2) 関係児童への指導体制

○被害児童への対応及び支援

被害者児童への対応にあたっては、被害児童を守り通すという姿勢のもと、保護者と連携のうえ、対応及び支援を講じていく。

- ①つらい気持ちを全面的に受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去したいうえで、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ③必ず解消できる希望をもたせ、信頼のできる人物（親しい友人や教職員・家族）やスクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ④安心して学校生活や学習が取り組めるよう、落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ⑤被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や両保護者等が同席のもと、謝罪・和解の会を開くなどして関係修復を図る。
- ⑥いじめが解消したと思われる場合でも少なくとも3か月間を目安に継続して見守り、十分な注意をはらいながら、保護者とも日々連絡を取り合いながら、必要な支援を行う。

○加害児童に対する措置

加害児童に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や性格（障がいの特性も含む）など、教育的配慮のもと、措置を講じていく。

- ①複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携しながら、また必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家の協力を得ながら、再発防止の措置を講ずる。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たいうえで、連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- ③いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす最も重大な人権侵害である行為であることを十分理解させ、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ④心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を重ね、外部専門家と連携しながら個に応じた教育を講じる。
- ⑤教育上必要があると認めるときは、学校教育法11条の規定に基づき、児童に対して、適切に懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

○周りの児童に対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを許さない集団を形成する。

- ①「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ②「見て見ぬふりをする行為」も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ④人権教育を根本に置いた学校づくり、学年、学級づくりを再度強化し、人権感覚・人権意識の高揚からいじめができない、よりよい仲間づくりを実践していく。

(3) 関係機関との連携

- ①犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。
- ②いじめの内容や児童の特性、保護者の要望等により、スクールカウンセラーの支援や教育相談を必要とする場合は、学校は連携の窓口としてできる限り協力する。

(4) 校内研修

- ①教職員間で共通理解を行ない、再発防止に努める。
- ②いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(5) いじめの解消状態

- ①少なくとも3か月間を目安とする。
- ②被害児童が、心身の苦痛を感じていないこと。構成員で面談等を実施する。

V 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき○ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき |
|--|

2 基本的な姿勢

- (1) いじめを受けた児童やその保護者の切実な思いを理解し対応する。
- (2) 全てを明らかにして学校の対応を真摯に見つめ直し、当該児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- (3) いじめの事実の全容解明、事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。かつ、いじめ防止等の体制を見つめ直す姿勢をもつこと。
- (4) 詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識して、軽々には判断しないこと。また、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- (5) 被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を振り返り、検証することを怠ってはならない。

3 重大事態の調査と報告、提供

- (1) 学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には迅速かつ丁寧な調査（「重

- 大事態への対応マニュアル」徳島県版)を行う。
- (2) 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、事案の解消にあたる。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。
事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、実施することが望ましいと判断した場合は、当事者の同意を得たうえで、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- (4) 情報の窓口は校長に一元化する。記者会見の実施が決定したら、他の職員は、インタビューを求められても「校長が会見で説明します。」と応じる。

4 重大事態への対応マニュアル

★いじめ事案発生★

- (1) 構成員・・・校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター
人権教育主任、学年主任、養護教諭、学級担任、学校医
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
※構成員は、実態や対応するケースに応じて柔軟に対応する。
- (2) マスコミへの対応
窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応 (対応者：教頭、会見者：校長)

I 重大事態の発生(疑いを含む)

II 所管教育委員会に報告する (学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)

III 重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
③調査を行うための第三者組織 (スクールカウンセラー 学識経験者 弁護士)

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒、保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体
- ③調査時期・期間
- ④調査項目
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供

V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)

- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査の実施（詳細調査の実施 P17）
- ③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施 P18） → 時系列にまとめて分析する。
- ④情報の整理（詳細調査の実施 P19）

VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。（詳細調査の実施 P20）
- ・報告書の取りまとめをする。（詳細調査の実施 P20）

VI 年間計画（いじめ防止プログラム）

1 全校での取組計画

月	企画委員会	いじめ防止対策組織	北小スマイル（いじめ防止）委員会	●学級 ○職員会・研修等	保護者等への啓発
4月 5月	各学年実態の報告	「いじめについてのアンケート」の実施・検討会	組織作り 全児童に周知	○児童の共通理解 ○「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 ●人権教育を基盤とした学校経営 学級経営 ●よりよい人間関係づくり ●「いじめについてのアンケート」の実施	学校だより 家庭訪問 「学校いじめ防止基本方針」のHP掲載 授業参観
6月			いじめ防止キャッチフレーズ キャラクターづくり	●QUテストの実施	学校だより 学校運営協議会
7月		事案発生時 いじめ防止 対策会議の 開催		●「いじめについてのアンケート」の実施 ●長期休業日中の指導	個人懇談 学校だより
8月				○北島町による人権啓発研修会	北島町による人権啓発研修会 学校だより
9月		「いじめについてのアンケート」の実施・検討会	いじめの事例の原因と解決に向かったの方策	●「いじめについてのアンケート」の実施	学校だより PTA バザー
10月				○人権教育講演会 ○町PTA連合会研修会	町PTA連合会研修会 学校だより

11月			人権集会での活動	●授業参観の実施 ●「いじめについてのアンケート」の実施 ●QUテストの実施 ●人権集会の実施	校内音楽会 授業参観 学校だより 学校運営協議会
12月			いじめ防止新聞発行		学校だより 個人懇談
1月			「いじめについてのアンケート」の実施・検討会		入園説明会 入学説明会 学校だより
2月				●「いじめについてのアンケート」の実施	学校だより
3月			本年度のまとめ 来年度への課題	○本年度のまとめと来年度への課題	学校運営協議会 本年度のまとめ 来年度への課題 学校だより

2 いじめ防止プログラム

	内 容	対象者	担 当
4月	学校基本方針の共通理解 指導体制や指導計画の公表・周知 (家庭訪問) 児童理解 学校いじめ防止基本方針の公表 「いじめについてのアンケート」 実施	教職員 教職員・児童・保護者 児童・保護者 教職員 保護者・地域住民 児童(全学年)	生徒指導主任 〃 教務主任 生徒指導主任 〃 〃
5月	入学を祝う会 授業参観・引渡訓練 いじめ防止対策会議 北小スマイル(いじめ防止)委員会 自然の家宿泊学習	児童(全学年) 教職員・児童・保護者 教職員 児童	教務・特活主任 教頭・教務主任 生徒指導主任 〃 教頭・学年主任
6月	北小スマイル(いじめ防止)委員会 うめの子たいむ(縦割り班活動) QUテスト 水泳学習 いじめ防止対策会議	児童 児童(全学年) 児童(全学年) 児童(全学年) 教職員	生徒指導主任 教頭・特活主任 〃 体育主任 生徒指導主任
7月	「いじめについてのアンケート」 実施 いじめ防止対策会議	児童(全学年) 教職員	生徒指導主任 生徒指導主任

	個人懇談	教職員・児童・保護者	教頭・教務主任
8月	愛校作業 人権フィールドワーク研修	教職員・児童・保護者 保護者・地域住民	教頭 教頭・人権教育主任
9月	校内研修（問題行動の共通理解） 「いじめについてのアンケート」 実施 P T Aバザー いじめ防止対策会議 北小スマイル（いじめ防止）委員会	教職員 児童（5年生） 児童（全学年） 児童・保護者 教職員 児童	生徒指導主任 生徒指導主任 教頭・教務主任 生徒指導主任 ”
10月	町P T A連合会研修会 修学旅行 遠足 校内音楽会 運動会 いじめ防止対策会議	教職員・児童・保護者 児童（6年生） 児童（1～5学年） 教職員・児童・保護者 児童（全学年） 教職員	教頭・教務主任 学年主任 ” 教頭・教務主任 教頭・体育主任 生徒指導主任
11月	授業参観・P T A研修 携帯スマホ安全教室 人権集会 「いじめについてのアンケート」 実施 北小スマイル（いじめ防止）委員会 うめの子たいむ（縦割り班活動） Q Uテスト いじめ防止対策会議	教職員・児童・保護者 児童（5・6年生）・ 保護者 児童 児童（全学年） 児童 児童（全学年） 児童（全学年） 教職員	教頭・教務主任 生徒指導主任 人権教育主任 生徒指導主任 生徒指導主任 教務・特活主任 教務主任 生徒指導主任
12月	いじめ防止対策会議 北小スマイル（いじめ防止）委員会 個人懇談	教職員 教職員・児童・保護者	生徒指導主任 ” 教頭・教務主任
1月	校内研修（問題行動の共通理解） いじめ防止対策会議	教職員 教職員	生徒指導主任 ”
2月	授業参観 「いじめについてのアンケート」 実施 いじめ防止対策会議 卒業を祝う会	教職員・児童・保護者 児童（全学年） 教職員 児童（全学年）	教頭・教務主任 生徒指導主任 生徒指導主任 教務・特活主任
3月	卒業式 いじめ防止対策会議 修了式	児童（全学年） 教職員 児童（全学年）	教頭・教務主任 生徒指導主任 教頭・教務主任